

外国人雇用を検討されている経営者の皆さまへ



今こそ、**沖縄の** 外国人雇用を考える

2020年、外国人活用の新・戦略像

在留資格「特定技能」が2019年4月に創設され、制度がスタートしました。
2020年、在留資格「技能実習」2号対象職種に、宿泊業も追加される見込みです。



新・在留資格

2019年4月新制度開始

宿泊業も対象職種追加見込み

「特定技能」+「技能実習」

徹底対策セミナー

参加費
無料

定員になり次第締め切らせて
いただきますので、
お早めにお申込みください。

いい人材を長く雇用できる
取り組みの解説と対策

14:00~16:00 (開場13:30)

沖縄産業支援センター
〈3F 中研修室〉

那覇市字小禄1831番地1 TEL:098-859-6234

モノレール 小禄駅より徒歩15分 / 無料駐車場有り

in OKINAWA
沖縄会場



12月2日

〈お申込み〉 いずれかよりお申込みいただけます。

1 FAX.099-822-0765 (裏面の申込み書をご利用ください。)

2 TEL. 099-822-0764 (担当/有江)

3 ホームページの申込みフォームから https://tokuteiginou-grace.com/2019/10/31/1910_okinawaseminar/



弁護士法人グレイス

鹿児島事務所 〒892-0828
東京事務所 〒106-0031
福岡事務所 〒812-0013

鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島6階
東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階
福岡市博多区博多駅東1丁目11番15号 博多駅東口ビル2階

TEL:099-822-0764 FAX:099-822-0765
TEL:03-6432-9783 FAX:03-6432-9784
TEL:092-409-8603 FAX:092-409-8604

セミナーについてのお問合せ担当者は、有江

外国人雇用を検討されている経営者の皆さま必見!
雇う側が知っておくべき情報、取り組んでおくべきこと、専門家に依頼するメリットなど!
宿泊業などにおける外国人の雇用拡大を見据え、新しい制度について解説します!

在留資格3つの選択肢

- ①…技能実習だけで3年間
- ②…特定技能だけで最長5年間
- ③…①から②へ移行して最長8年間

外国人雇用のための2つの新制度



①… 技能実習

実習という制度であるため、職種および作業内容には制限があります。



宿泊業も
対象職種に
追加見込み!

技能実習2号
在留期間2年

②… 特定技能 2019年4月対象職種認定

人手不足が顕著な特定産業分野で、一定の専門性技能と日本語能力を有する外国人材を受け入れる制度

特定技能1号
在留期間5年

在留認定には原則として試験*1合格が必要です

*1: 技能試験・日本語試験

技能実習2号を終了した場合、試験なしで特定技能へ移行申請が可能
技能実習1号で入国した場合、最長8年間の雇用が可能

沖縄限定 特別ゲストトーク

現地送り出し機関が本音で語る、外国人材の現状と日本への思い

ベトナム



MIRAI HUMAN
代表取締役社長
NGUYEN TAN THANH 氏
(グエンタン タイン)

中国



青島泰成対外経済技術合作有限公司
社長
庄培東 氏
(ショウ バイトウ)

今回のセミナーのポイント

- 2019年4月施行の改正・入管法による特定技能制度が始まりました。特定技能の試験では、すでに多数の外国人の合格者があり、今後の外国人雇用が大いに見込まれています。
- 技能実習2号対象職種に宿泊業が追加される見込みであり、追加されれば技能実習生として計3年間の滞在が可能になります。
- 宿泊業において、2つの新制度によって選択肢が増え、より一層外国人雇用への道が開かれることになります。
- 外国人雇用のために受入事業者として知っておくべきことをわかりやすく解説します!

セミナー参加限定<特典> ▶ セミナー終了後、個別相談(1社15分)を無料にて承ります。

FAX専用申込書

FAXでお申込みの方下記欄にご記入いただき、

FAX.099-822-0765 まで送信してください

定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

フリガナ 貴社名		業種 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 他業種()
役職名 ご出席者名 フリガナ	役職名 申込み事務 ご担当者名 フリガナ (連絡先)	
〒 貴社所在地		
ご連絡先電話番号		無料個別相談お申込み する / しない
メールアドレス<必須>		